

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

育児休業制度の利用状況は？～厚労省「令和元年度雇用均等基本調査」

◆女性の管理職割合や育児休業取得率などに関する状況を公表

厚生労働省は、7月31日に「令和元年度雇用均等基本調査」の結果を公表しました。本調査は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しているもので、令和元年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性割合や、育児休業制度や介護休業制度の利用状況などについて調査しています(令和元年10月1日現在の状況)。

◆育児休業取得者の割合

本調査の中でも、育児休業制度の利用状況に関する調査結果について注目したいと思います(調査対象数6,209事業所(有効回答数3,460事業所、有効回答率55.7%))。平成29年10月1日から平成30年9月30

日までの1年間に在職中に出産した女性(男性の場合は配偶者が出産した男性)のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は、女性が83.0%(平成30年度82.2%)、男性7.48%(平成30年度6.16%)となっています。

◆有期契約労働者の取得率

また、同期間内に出産した、制度の対象となる有期契約労働者の女性の育児休業取得率は77.5%で、前回調査(同69.6%)より7.9ポイント上昇していますが、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の男性の育児休業取得率は3.07%で、前回調査(同7.54%)より4.47ポイント低下しました。有期契約労働者の取得率については、男性の場合は前回調査より下がる結果となっており、女性と比べて伸びていないことがわかります。

◆男性の育休促進の取組み

男性の育児休業については、かねてより国も取得促進に向けて取り組んでいます。取得率は7年連続で増加しているものの、上昇率は小幅にとどまっており、政府が目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠い状況となっています。そのような状況も受け、厚生労働省は、子どもの出生直後に着目した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めているとのこと。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっています。

コロナの影響で社会的にも働き方に対する意識の変化があらわれているなか、企業としても男性の育休取得については対応を検討していく必要があるそうです。

【厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/71-r01.html>

8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

◆「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額（再集計値として公表されているもの）が用いられています。

◆具体的な変更内容

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

- (1) 60歳以上 65歳未満
7,150円 → 7,186円 (+36円)
- (2) 45歳以上 60歳未満
8,330円 → 8,370円 (+40円)
- (3) 30歳以上 45歳未満
7,570円 → 7,605円 (+35円)
- (4) 30歳未満
6,815円 → 6,850円 (+35円)

2 基本手当日額の最低額の引上げ

2,000円 → 2,059円 (+59円)

※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高

額、最低額等については、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更されていますが、これにより変更された最低額が、最低賃金日額（地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額）を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています（雇用保険法第18条第3項）。

令和2年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%を乗じて計算されています。

（計算式）

901円（令和2年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額） $\times 20 \div 7 \times 0.8 = 2,059$ 円

*変更の詳細については厚生労働省のパンフレットをご確認ください。

【厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000654410.pdf>

9月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格

取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～